

きそまちちくかつせいかけいかく
木曾町地区活性化計画

ながのけん きそまち
長野県、木曾町

(平成20年2月)
平成21年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	木曾町地区活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	木曾町	地区名(※1)	木曾町地区	計画期間(※2)	平成20年度～平成24年度

<p>目 標：(※3)</p> <p>木曾町は、中山道や御岳山をはじめとする観光資源が豊富な土地柄であるが、年々観光客入り込み状況が減少傾向である。また農業においても高齢化等の要因により生産量の減少や遊休農地増加の課題をかかえている。</p> <p>当地域では平成18年に開通した伊那市と高山市を連絡する国道361号線の権兵衛トンネルが開通し新たな流入人口が期待できる。また、木曾町の南北を縦断する国道19号線は、交通量が多く、中京方面や松本方面からの観光客の往来も多い。そんな立地条件を生かしながら、農業と観光を結びつけ、加工施設、直売所・食材提供施設を設置することで、小規模な農家の生産意欲及び販売意欲向上に繋がる農業振興につとめ、また、直売施設に地域農産物を利用した食材提供施設を併設することで、観光資源と農産物を組み合わせた観光客の滞留を目指し産業振興を推進し、雇用の場を確保することにより地域活性化を図ることを目標とする。</p>	
<p>【目標】</p> <p>①交流施設の整備 農産物直売所及び地元産農産物飲食店 ②交流施設充実のための施設整備 農産物加工施設</p>	
<p>【活性化目標】</p> <p>①交流人口増加 事業展開により、平成19年度の入込者数146万人を平成24年までに152万人を目標とする。 ②地域生産物の販売量の増加 多種多様な品種作付けにより、平成18年の販売量4,737tに対して、平成24年までに25t増を目標とし全体販売量を4,762tとする。</p>	

<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要： 木曾町は、平成17年11月1日に旧木曾福島町・旧日義村・旧開田村・旧三岳村の4町村が合併し「木曾町」として誕生した。長野県の南西部に位置し、西は木曾御嶽山。東は中央アルプスの間にあり、活性化計画の区域面積は47,029haで、その内農林地は92.6%で、農地は急峻な地形に散在し典型的な中山間農業地帯である。人口は、平成12年国勢調査の14,866人から平成17年国勢調査13,900人と約7%程減少し、高齢者比率についてH12では27.1%あった構成比率がH17には31.5%となり、年々過疎化と少子高齢化が進行している地域である。 農業では、開田高原を中心に御嶽はくさいやそばが代表的な産地を形成しているが、木曾福島・日義・三岳の3地域では、水稻・畜産・畑作を主とする全体的には小規模農家中心であるのが現状である。また、農業従事者は、年々高齢化が進み、また有害鳥獣等が起因し、遊休農地(耕作放棄地)が目立ち始めている。遊休農地は平成12年の176haから平成17年の236haで5年間で60haの増加となっており深刻な状況にあるのが実態である。</p>	
<p>現状と課題</p> <p>【現状】 木曾町の木曾福島・日義・三岳地域は、稲作を中心とした、畑作、畜産等の複合経営(兼業農家)が主体であり、開田地域は高原の特徴を活かし白菜を主体とし、畜産、花卉、ソバ等の複合経営が行われている。</p> <p>【課題】 共通の課題として、経営規模は白菜生産農家を除き経営は小規模であり、しかも農業の主な担い手は高齢者や女性が多く、遊休農地や耕作放棄地の増加が課題としてあげられる。</p>	
<p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>木曾町地域では、中京方面を中心に交通の往來の多い国道19号と国道19号から開田高原を経て飛騨高山方面へと向かう国道361号線があり、多くの観光客が当地域へ訪れる。また、開田高原地域は、平成19年に「日本で最も美しい村」に認定され、その動きは、町内全域に広がりつつある。多くの人々が往來する国道19号線や国道361号線沿いという立地条件や地域の特性を活かし観光とタイアップすることで、地域の農産物を観光客に対して販売し生産者の生産意欲と遊休農地等に作付けを促し、効果をあげるにより木曾町全体を活性化したい。</p> <p>【具体的】 地域循環 農業者と加工施設及び販売所・飲食店とのつながり 各施設との連携 交流循環 来訪者と販売所・飲食店とのつながり</p>	

- 【記入要領】**
- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
 - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
 - ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
 - ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
木曾町	開田高原地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	おんたけ有機合同会社	有	イ	
木曾町	開田高原地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	おんたけ有機合同会社	有	ハ	
木曾町	木曾福島地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	木曾町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
木曾町	木曾町管内	中山間地等域直接支払制度	協定集落	無	
木曾町	木曾町管内	農地・水・環境保全向上対策支援事業	協定集落	無	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
木曾町	木曾福島地区	地域活性化・生活対策臨時交付金	木曾町	駐車場の建設等

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

木曾町地区(長野県木曾町)	区域面積(※2)	47,029ha																																	
区域設定の考え方(※3)																																			
<p>①法第3条第1号関係： 木曾町の区域面積は、47,029ha(市街化区域除く)であり、そのうち農林地面積は 43,552haで 92.6%を占めている。また、第1次産業従事者は、10%を占めている。このため、農林業が重要な産業となっている。</p>																																			
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">産業別就業人口</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業人口(人)</td> <td>木曾町</td> <td style="text-align: center;">8,067</td> <td style="text-align: center;">7,253</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">826</td> <td style="text-align: center;">732</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10.2%</td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> </tr> </tbody> </table>			産業別就業人口						平成12年	平成17年	就業人口(人)	木曾町	8,067	7,253	第1次産業		826	732	比率		10.2%	10.0%													
産業別就業人口																																			
		平成12年	平成17年																																
就業人口(人)	木曾町	8,067	7,253																																
第1次産業		826	732																																
比率		10.2%	10.0%																																
<p>②法第3条第2号関係： 過疎化・高齢化が進行している中、地域活性化を図るためには、交流促進は必要不可欠な施策である。</p>																																			
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">定住関係</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2000国勢</th> <th>2005国勢</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木曾町</td> <td>人口(人)</td> <td style="text-align: center;">14,866</td> <td style="text-align: center;">14,256</td> <td style="text-align: center;">△ 610</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高齢化率</td> <td style="text-align: center;">27.1%</td> <td style="text-align: center;">31.5%</td> <td style="text-align: center;">4.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">交流関係</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成15年</th> <th>平成19年</th> <th>減少</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流人口(百人)</td> <td>木曾町</td> <td style="text-align: center;">16,374</td> <td style="text-align: center;">14,642</td> <td style="text-align: center;">△ 1,732</td> </tr> </tbody> </table>			定住関係						2000国勢	2005国勢	増減	木曾町	人口(人)	14,866	14,256	△ 610		高齢化率	27.1%	31.5%	4.4%	交流関係						平成15年	平成19年	減少	交流人口(百人)	木曾町	16,374	14,642	△ 1,732
定住関係																																			
		2000国勢	2005国勢	増減																															
木曾町	人口(人)	14,866	14,256	△ 610																															
	高齢化率	27.1%	31.5%	4.4%																															
交流関係																																			
		平成15年	平成19年	減少																															
交流人口(百人)	木曾町	16,374	14,642	△ 1,732																															
<p>③法第3条第3号関係： 既に市街地を形成している区域(木曾福島都市計画の区域を含む。)を除いた区域を対象としている。</p>																																			

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 【該当なし】

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 【該当なし】

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

長野県と町が、計画終了年度の翌年度(平成25年度)に、以下の目標の達成状況を検証する。

【状況把握方法】

- ①交流人口増加
直売・食材提供施設に置いて、施設利用人口を調査し状況を把握する。
- ②地域生産物の販売量
加工施設に置いて農家からの入荷量で把握する。

【目標数値】

- ①交流人口増加
事業展開により、平成19年度の入込者数146万人を平成24年までに152万人まで増加させることを目標とする。
出典 (観光地利用者統計調査)
- ②地域生産物の販売量の増加
多種多様な品種作付けにより、平成18年の販売量4,737tに対して、平成24年までに25t増を目標とし全体販売量を4,762tとする。

検証方法として、学識経験者を含む、地域住民代表で組織する木曾町第3者委員会を設置し、事業の検証を行う。
公表については、町の広報及びホームページにより行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。